

沖縄キリスト教学院大学・沖縄キリスト教短期大学 公的研究費不正防止計画

<不正防止対策の基本方針について>

学校法人沖縄キリスト教学院公的研究費の適正な運営・管理及び不正行為への対応等に関する規程第4条第1項第1号(ア)に掲げる公的研究費の不正防止対策の基本方針については、以下のとおりとする。(最高管理責任者決定 2021年11月12日一部改正)

(1) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

公的研究費に関し適正な運営・管理を行うため、責任体制ならびに執行手続き等に関するルール等を体系的に整備する。

(2) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止計画を担当する部署を設置し、不正を発生させる要因の把握及び不正防止計画を策定・実施する。

(3) 研究費の適正な運営・管理活動

公的研究費の使用について全品目の検収を実施する。実施に伴い特定業者との癒着を防止し、同時に予算執行状況を遅延なく把握する。

(4) 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の不正防止に関する大学の基本方針及び取り組み等を外部に公表する。

(5) モニタリングの在り方

外部監事と連携を図り、公的研究費に関する効果的なモニタリングおよび監査を実施する。

<機関における責任と権限について>

(1) 責任体系

1. 最高管理責任者

最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。最高管理責任者は、次に掲げる役割を担う。

(ア) 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進・研究倫理教育責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(イ) 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

(ウ) 最高管理責任者が自ら、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

2. 統括管理責任者

統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、事務局長をもって充てる。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

3. コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者

コンプライアンス推進・研究倫理教育責任者（以下、コンプライアンス推進責任者という。）は本学の各部署等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、企画推進課課長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

- (ア) 各部署等における不正対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (イ) 不正防止を図るため、各部署等の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施し、受講状況を管理監督する。
- (ウ) 各部署等において、定期的に啓発活動を実施する。
- (エ) 各部署等において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (オ) コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進・研究倫理教育副責任者を置くことができる。

(2) 監事の役割

- 監事は、公的研究費の運営・管理に関する下記の事項において確認し、意見を述べる。また、確認した結果について役員会等において定期的に報告する。
- (ア) 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認する。
 - (イ) 統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認する。

<コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画について>

公的研究費を運営・管理するにあたり、以下の不正を発生させる要因が考えられる。

- ・ 公的研究費の仕組みに対する関係者の理解不足
- ・ 公的研究費の予算執行が年度末に偏る
- ・ 公的研究費の使用に関するモニタリング体制が弱い
- ・ コンプライアンス及び研究倫理に関する意識が希薄である

これらの要因を防止するため、次のコンプライアンス教育・啓発活動を実施する。

不正防止対策の基本方針に基づき、コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画を次のとおり定める。

(2021年11月12日策定)

対象	コンプライアンス教育	啓発活動
研究者 向け	(前期) ・研究倫理 e-learning 受講と誓約書提出 (3年毎、着任時) ・研究倫理教育 (7月教授会・科研費募集案内時) ・科研費申請者へ不正使用・不正行為について説明 ・科研費採択者へ使用ルールの説明	(後期) ・学内 Web への啓発資料の掲載
事務担当者 向け	(前期) ・研究倫理 e-learning 受講と誓約書提出 (3年毎、着任時)	(後期) ・学内 Web への啓発資料の掲載
役員向け	(審議・意見交換・報告) ・内部監査担当による前年度の内部監査結果報告 (法人会議) ・監事及び会計監査人と専門的な視点から本学の不正防止対策に関する意見交換 (意見交換会等) ・監事による本学の不正防止計画の適切性について報告 (理事会)	
研究費から謝金、旅費を受ける学生向け	(随時実施) ・謝金や旅費に関する事項の説明 (本人が支給を受ける経費に関する基本的なルール等)	